



資料提供
平成25年11月19日（火）

担当	滋賀労働局職業安定部職業対策課 課長 辻光男 課長補佐 向井靖弘 地方障害者雇用担当官 友尻義一 電話 077-526-8686
----	--

滋賀県における民間企業の障害者の実雇用率は1.81%、 法定雇用率達成企業の割合は51.8%となり、全国平均を ともに上回る

～平成25年 障害者雇用状況の滋賀県内集計結果～ (平成25年6月1日現在)

滋賀労働局（局長 野田律）では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、1人以上の障害者の雇用義務がある事業主から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」と総称します）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成25年6月1日現在における同報告の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

平成25年4月1日の法定雇用率改定（民間企業の場合1.8%→2.0%）後の初めての結果公表となります。

【集計結果の主なポイント】

今回の集計は、法定雇用率改定後初の集計結果
(常時雇用する労働者が50人以上の県内本社企業735社及び県内地方公共団体回答)

《 滋賀県内に本社のある民間企業 》 (法定雇用率2.0%)

○雇用されている障害者数（注1）は2,269.5人と過去最高を更新し、対前年6.0%（128.5人）増加した。

○実雇用率（注2）は1.81%（対前年比0.03ポイント上昇）で、全国平均の1.76%を上回った。

○法定雇用率達成企業の割合は51.8%（対前年比2.9ポイント低下）で、全国平均の42.7%を上回った。

《 公 的 機 関 》 (法定雇用率2.3%、教育委員会は2.2%)

○滋賀県庁は、実雇用率が2.31%と前年より0.02ポイント低下した。

滋賀県教育委員会は、実雇用率が1.77%と前年より0.01ポイント低下した。

市町の機関は、実雇用率が2.20%と前年より0.04ポイント低下した。

○公的機関28機関中、法定雇用率達成機関の数は21機関、未達成機関は、県教委を始め計7機関となった。

(注1) 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。人数の算定に当たっては、重度身体障害者及び重度知的障害者(短時間労働者を除く。)については、1人を2人と数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人を0.5人と数えて算出している。

(注2) 実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数(常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数)で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果(概要)

1. 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率 (9頁参照)

- ・滋賀県内にある民間企業（50人以上規模の企業735社：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は、2,269.5人で、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は1,499.0人（前年比3.2%増）、知的障害者は650.0人（同9.2%増）、精神障害者は120.5人（同28.2%増）であり、いずれもが増加し、特に精神障害者の上昇率が大きかった。
- ・実雇用率は、1.81%であり、全国平均の1.76%を上回った。
雇用する障害者の数が増加した企業は128社と、減少した企業の101社を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、51.8%（735社のうち381社）であり、全国平均の42.7%を大きく上回った。

前年に比べ、対象となる企業数については法定雇用率の引き上げに伴い104社(16.5%)の増加となった一方、法定雇用率達成企業数については36社(10.4%)の増加にとどまった。

注)障害者の人数、実雇用率については、前ページの注1及び注2を参照。

○ 企業規模別の状況 (10頁参照)

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	雇用されている障害者数	実雇用率		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合	
				25年	24年		25年	24年
規模計	企業 735	人 125,666.0	人 2,269.5	% 1.81	% 1.78	企業 381	% 51.8	% 54.7
50人以上 56人未満	59	3,105.0	57.5	1.85	—	23	39.0	—
56人以上 100人未満	292	21,547.0	406.0	1.88	2.03	161	55.1	54.5
100人以上 300人未満	304	46,408.5	743.0	1.60	1.59	160	52.6	55.9
300人以上 500人未満	52	17,384.5	258.0	1.48	1.39	22	42.3	40.8
500人以上 1,000人未満	19	11,338.5	211.0	1.86	1.69	10	52.6	66.7
1,000人以上	9	25,882.5	594.0	2.29	2.16	5	55.6	70.0
【参考】 56人以上計	676	122,561.0	2,212.0	1.80	1.78	358	53.0	54.7

○ 産業別の状況 (11～14頁参照)

- ・法定雇用率を上回った業種は「医療、福祉」(2.55%)のみとなり、昨年の4業種を下回った。
- ・民間企業全体の実雇用率1.81%を上回ったのは「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」の4業種であった。
- ・実雇用率が前年を上回った業種は10業種であった。

産業	企業数	雇用障害者数	雇用率		法定雇用率を上回る業種	前年の雇用率を上回る業種
			25年	24年		
農業、林業	1	1.0	1.75	1.33		○
建設業	16	31.5	1.49	1.76		
製造業	293	863.5	1.70	1.79		
情報通信業	7	22.5	1.77	1.42		○
運輸業、郵便業	44	98.5	1.97	1.95		○
卸売業、小売業	86	414.5	1.72	1.60		○
金融業、保険業	9	88.0	1.93	1.84		○
不動産業、物品賃貸業	8	1.0	0.13	0.14		
学術研究、専門・技術サービス業	6	21.0	1.69	1.15		○
宿泊業、飲食サービス業	22	53.0	1.70	1.46		○
生活関連サービス業、娯楽業	17	28.5	1.85	2.03		
教育、学習支援業	12	12.0	1.01	0.88		○
医療、福祉	127	470.5	2.55	2.36	○	○
複合サービス事業	14	58.0	1.75	1.61		○
サービス業	73	106.0	1.32	1.39		

○ 法定雇用率未達成の企業の状況 (15頁参照)

- ・平成25年の法定雇用率未達成の企業は354社で前年より68社増加した。ハローワークの指導により、前年未達成であったが、本年達成となった企業は30社であった。
- ・354社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業(いわゆる1人不足企業)が65.8%(233社)あり、障害者を1人も雇用していない企業(いわゆる0人雇用企業)が60.5%(214社)であったが、前年に比べ1人不足企業については44社、0人雇用企業については43社の増加となった。

2. 地方公共団体における雇用状況 (16・17頁参照)

地方公共団体(県・市町、公立病院等)の機関において雇用されている障害者数は531.0人で、前年(532.5人)より1.5人減少した。

各機関の実雇用率は、滋賀県(知事部局・病院事業庁・企業庁)が2.31%、滋賀県教育委員会が1.77%、地方公共団体26機関が2.20%であった。

滋賀県内では、滋賀県教育委員会、長浜市、高島市病院事業、長浜市病院事業、豊郷町*、野洲市教育委員会、公立甲賀病院組合が、法定雇用率未達成の機関となっている。ただし、豊郷町は、6月7日現在において、達成機関となっている。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

平成	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減	滋賀県	全国	滋賀県	全国
元	72,128	2.4	1,334	0.3	1.85	1.32	74.7	51.6
2	73,425	1.8	1,408	5.5	1.92	1.32	77.3	52.2
3	75,849	3.3	1,427	1.3	1.88	1.32	72.3	51.8
4	77,233	1.8	1,464	2.6	1.90	1.36	70.9	51.9
5	77,047	-0.2	1,484	1.4	1.93	1.41	70.5	51.4
6	77,165	0.2	1,492	0.5	1.93	1.44	69.9	50.4
7	78,155	1.3	1,474	-1.2	1.89	1.45	67.3	50.6
8	78,865	0.9	1,470	-0.3	1.86	1.47	66.5	50.5
9	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7

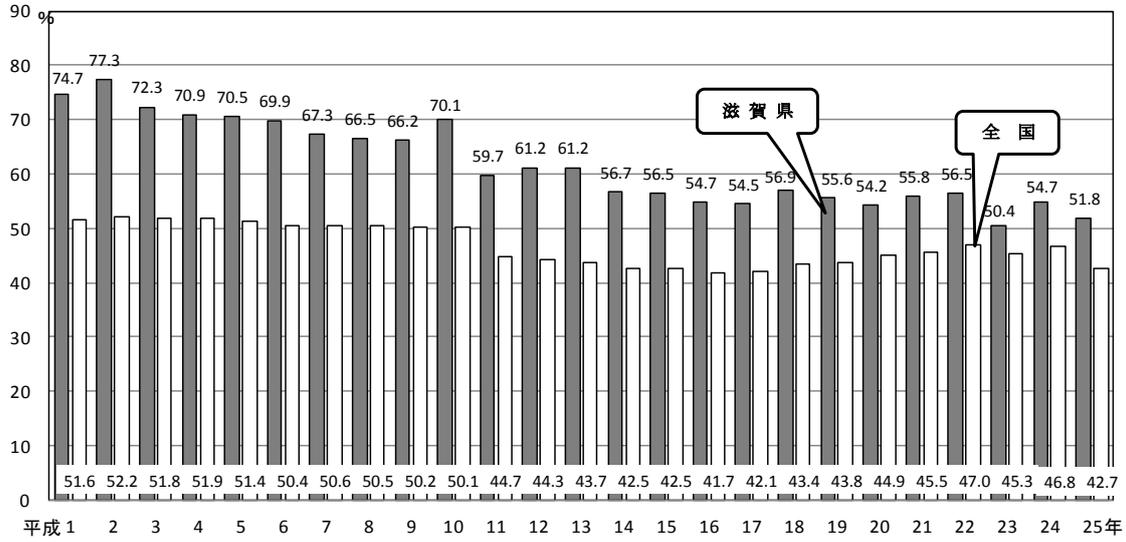
注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

昭和63年～平成4年
平成5年～

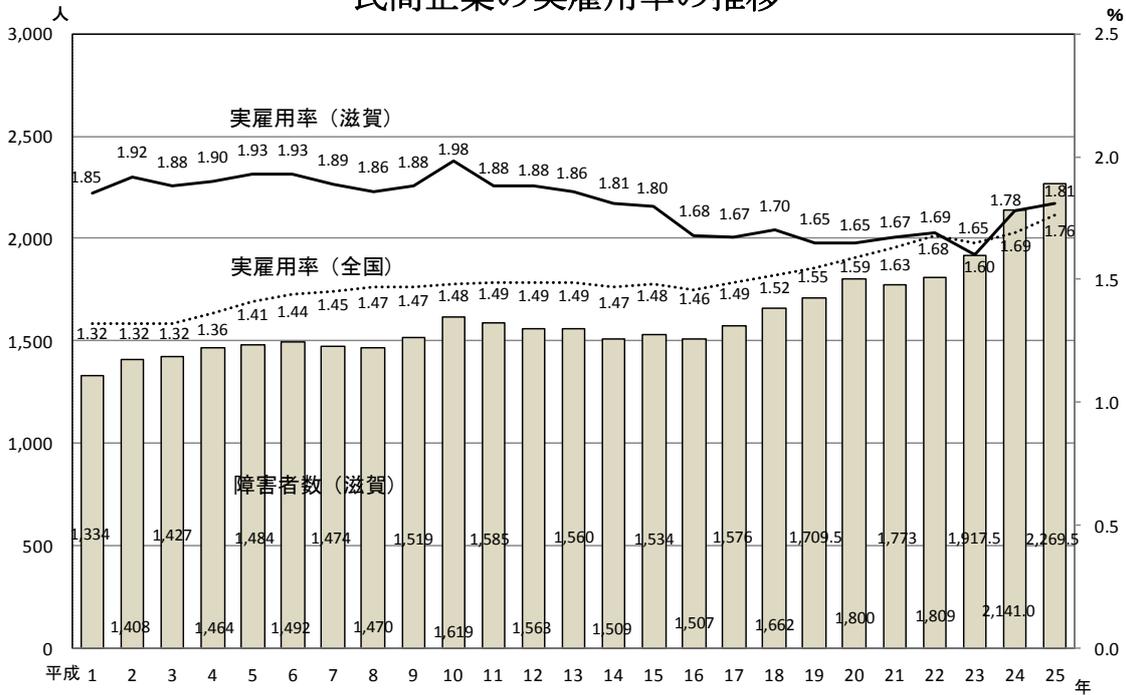
平成18年～
平成23年～

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。
 短時間労働者を常用労働者数に加える。
 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------|------|--------------|--|--|-------|-------|------|---|--|--|
| ○ 民間企業 | ……… | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;">(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | (50人以上規模の企業) | | | 特殊法人等 | …………… | 2.3% | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | |
| 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | | | | | | | | | | | | |
| (50人以上規模の企業) | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | |
| 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | |
| | (43.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2.2% | | | | | | | | | | | | |
| | (45.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

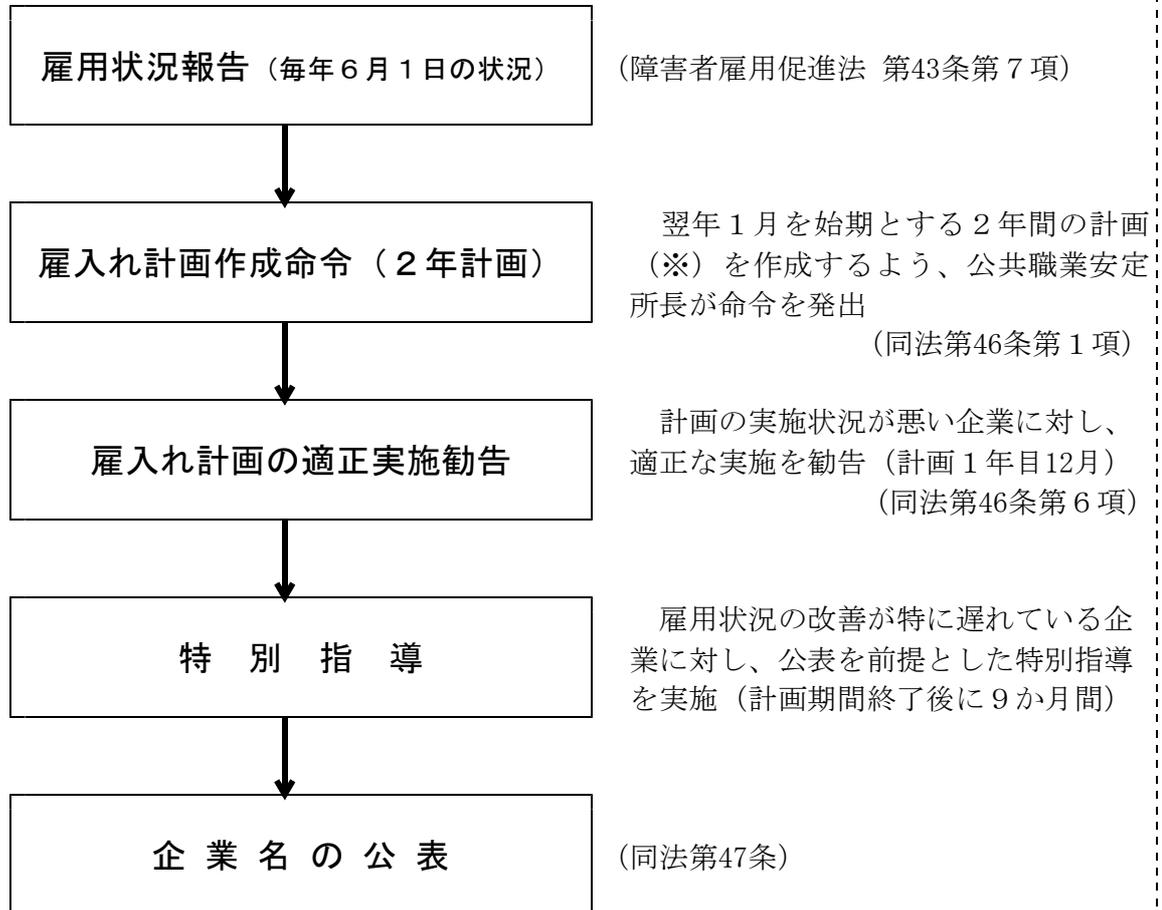
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績・全国] () は滋賀県

- 平成24年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 221社 (2社)
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 252社 (4社)
 - * 「特別指導」の実施 49社 (1社)
- 雇入れ計画を実施中の企業（24年度） 785社 (14社)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日に、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

除 外 率

日本標準 産業分類番号	除外率設定業種	除外率(%)
02	林業(狩猟業を除く。)	35
051	金属鉱業	40
052	石炭・亜炭工業	50
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	10
055	窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)	10
059	その他の鉱業	10
D	建設業	20
22	鋼鉄業	20
23	非鉄金属製造業(非鉄金属第1次精錬・精製業(231)を除く。)	5
231	非鉄金属第1次精錬・精製業	15
313	船舶製造・修理業・船用機関製造業	5
42	鉄道業	30
43	道路旅客運送業	55
44	道路貨物運送業	20
45	水運業	10
46	航空運輸業	5
47	倉庫業	5
481	港湾運送業	25
482	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15
49	郵便業(信書便事業を含む。)	20
811	幼稚園	60
812	小学校	55
815	特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45
816	高等教育機関	30
83	医療業	30
853	児童福祉事業	40
	船員等による船舶運航等の事業	80
	国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行う者に限る。)	5

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。)、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)において分類された業種区分によるものとする。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
滋賀県	735	125,666.0	411	78	1,251	237	2,269.5	1.81	381	51.8
	(631)	(120,502.5)	(396)	(72)	(1,181)	(192)	(2,141.0)	(1.78)	(345)	(54.7)
全国	85,314	23,213,401.0	99,560	11,197	184,179	28,903	408,947.5	1.76	36,413	42.7
	(76,308)	(22,577,527.0)	(95,164)	(9,806)	(170,977)	(22,505)	(382,363.5)	(1.69)	(35,694)	(46.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
滋賀県	2,269.5	362	58	670	94	1,499.0	94.5	49	20	486	92	650.0	65.5	95	51	120.5	29.0
	(2,141.0)	(360)	(54)	(639)	(78)	(1,452.0)	(94.5)	(36)	(18)	(466)	(78)	(595.0)	(52.0)	(76)	(36)	(94.0)	(18.0)
全国	408,947.5	84,682	8,126	120,536	11,545	303,798.5	25,239.0	14,878	3,071	45,368	9,471	82,930.5	10,530.5	18,275	7,887	22,218.5	6,136.5
	(382,363.5)	(81,393)	(7,117)	(116,364)	(9,493)	(291,013.5)	(21,923.5)	(13,771)	(2,689)	(40,792)	(7,440)	(74,743.0)	(8,554.5)	(13,821)	(5,572)	(16,607.0)	(4,159.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	735 (631)	125,666.0 (120,502.5)	411 (396)	78 (72)	1,251 (1,181)	237 (192)	2,269.5 (2,141.0)	189.0 (164.5)	1.81 (1.78)	381 (345)	51.8 (54.7)
50～ 56人未満	59 (-)	3,105.0 (-)	7 (-)	0 (-)	37 (-)	13 (-)	57.5 (-)	0.5 (-)	1.85 (-)	23 (-)	39.0 (-)
56～ 100人未満	292 (257)	21,547.0 (19,260.5)	67 (63)	21 (26)	220 (214)	62 (50)	406.0 (391.0)	32.5 (34.5)	1.88 (2.03)	161 (140)	55.1 (54.5)
100～ 300人未満	304 (297)	46,408.5 (46,020.0)	125 (122)	28 (19)	432 (438)	66 (64)	743.0 (733.0)	50.5 (79.5)	1.60 (1.59)	160 (166)	52.6 (55.9)
300～ 500人未満	52 (49)	17,384.5 (16,740.5)	57 (52)	3 (4)	134 (120)	14 (11)	258.0 (233.5)	24.5 (18.5)	1.48 (1.39)	22 (20)	42.3 (40.8)
500～ 1000人未満	19 (18)	11,338.5 (9,950.5)	43 (37)	2 (4)	115 (83)	16 (14)	211.0 (168.0)	29.5 (12.5)	1.86 (1.69)	10 (12)	52.6 (66.7)
1,000以上	9 (10)	25,882.5 (28,531.0)	112 (122)	24 (19)	313 (326)	66 (53)	594.0 (615.5)	51.5 (19.5)	2.29 (2.16)	5 (7)	55.6 (70.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,269.5 (2,141.0)	362 (360)	58 (54)	670 (639)	94 (78)	1,499.0 (1,452.0)	94.5 (94.5)	49 (36)	20 (18)	486 (466)	92 (78)	650.0 (595.0)	65.5 (52.0)	95 (76)	51 (36)	120.5 (94.0)	29.0 (18.0)
50～ 56人未満	57.5 (-)	6 (-)	0 (-)	19 (-)	7 (-)	34.5 (-)		1 (-)	0 (-)	14 (-)	5 (-)	18.5 (-)		4 (-)	1 (-)	4.5 (-)	
56～ 100人未満	406.0 (391.0)	53 (51)	12 (13)	107 (105)	14 (10)	232.0 (225.0)		14 (12)	9 (13)	99 (96)	33 (31)	152.5 (148.5)		14 (13)	15 (9)	21.5 (17.5)	
100～ 300人未満	743.0 (733.0)	111 (110)	21 (18)	261 (248)	26 (26)	517.0 (499.0)		14 (12)	7 (1)	137 (157)	17 (16)	180.5 (190.0)		34 (33)	23 (22)	45.5 (44.0)	
300～ 500人未満	258.0 (233.5)	54 (49)	3 (4)	80 (68)	6 (2)	194.0 (171.0)		3 (3)	0 (0)	40 (47)	6 (8)	49.0 (57.0)		14 (5)	2 (1)	15.0 (5.5)	
500～ 1000人未満	211.0 (168.0)	41 (36)	2 (4)	68 (59)	10 (12)	157.0 (141.0)		2 (1)	0 (0)	39 (19)	3 (0)	44.5 (21.0)		8 (5)	3 (2)	9.5 (6.0)	
1,000以上	594.0 (615.5)	97 (114)	20 (15)	135 (159)	31 (28)	364.5 (416.0)		15 (8)	4 (4)	157 (147)	28 (23)	205.0 (178.5)		21 (20)	7 (2)	24.5 (21.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 735 (631)	125,666.0 人 (120,502.5)	411 人 (396)	78 人 (72)	1,251 人 (1,181)	237 人 (192)	2,269.5 人 (2,141.0)	189.0 人 (164.5)	1.81 % (1.78)	381 企業 (345)	51.8 % (54.7)
農、林、漁業	1 (1)	57.0 (75.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)	- (-)	1.75 (1.33)	1 (1)	100.00 (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
建設業	16 (12)	2,109.5 (2,044.0)	6 (9)	0 (0)	19 (18)	1 (0)	31.5 (36.0)	1.5 (0.0)	1.49 (1.76)	8 (8)	50.0 (66.7)
製造業	293 (258)	50,888.0 (50,819.5)	168 (186)	9 (23)	508 (498)	21 (33)	863.5 (909.5)	53.0 (45.0)	1.70 (1.79)	150 (142)	51.2 (55.0)
電気・ガス・熱供給	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
情報通信業・水道業	7 (7)	1,274.0 (1,265.0)	6 (3)	0 (0)	10 (12)	1 (0)	22.5 (18.0)	6.0 (0.0)	1.77 (1.42)	4 (4)	57.1 (57.1)
運輸業、郵便業	44 (39)	5,004.0 (4,742.0)	19 (17)	2 (2)	55 (52)	7 (9)	98.5 (92.5)	5.5 (12.5)	1.97 (1.95)	29 (25)	65.9 (64.1)
卸売業、小売業	86 (72)	24,088.5 (22,313.0)	57 (47)	16 (17)	251 (215)	67 (63)	414.5 (357.5)	42.0 (17.0)	1.72 (1.60)	31 (25)	36.0 (34.7)
金融業、保険業	9 (8)	4,564.5 (4,411.5)	22 (23)	11 (5)	27 (28)	12 (4)	88.0 (81.0)	1.5 (2.0)	1.93 (1.84)	5 (4)	55.6 (50.0)
不動産業、物品賃貸業	8 (8)	774.5 (732.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)	- (-)	0.13 (0.14)	1 (1)	12.5 (12.5)
学術研究、専門・技術サービス業	6 (5)	1,246.0 (1,129.5)	5 (3)	0 (0)	11 (7)	0 (0)	21.0 (13.0)	1.0 (1.0)	1.69 (1.15)	3 (2)	50.0 (40.0)
宿泊業、飲食サービス業	22 (19)	3,110.0 (2,980.5)	8 (8)	5 (3)	25 (22)	14 (5)	53.0 (43.5)	11.0 (3.0)	1.70 (1.46)	13 (11)	59.1 (57.9)
生活関連サービス業、娯楽業	17 (14)	1,541.5 (1,282.0)	2 (2)	4 (0)	20 (21)	1 (2)	28.5 (26.0)	1.0 (1.0)	1.85 (2.03)	7 (5)	41.2 (35.7)
教育、学習支援業	12 (10)	1,183.5 (1,019.5)	3 (1)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	12.0 (9.0)	0.0 (3.0)	1.01 (0.88)	4 (4)	33.3 (40.0)
医療、福祉	127 (106)	18,486.5 (16,556.0)	81 (62)	28 (19)	233 (219)	95 (57)	470.5 (390.5)	57.5 (65.5)	2.55 (2.36)	81 (73)	63.8 (68.9)
複合サービス事業	14 (15)	3,318.0 (3,473.5)	13 (12)	1 (0)	30 (30)	2 (4)	58.0 (56.0)	2.0 (4.5)	1.75 (1.61)	10 (10)	71.4 (66.7)
サービス業	73 (57)	8,020.5 (7,659.5)	21 (23)	2 (3)	54 (50)	16 (15)	106.0 (106.5)	7.0 (10.0)	1.32 (1.39)	34 (30)	46.6 (52.6)

注 1 (1)①の表と同じ
-は1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	2,269.5 (2,141.0)	362 (360)	58 (54)	670 (639)	94 (78)	1,499.0 (1,452.0)	94.5 (94.5)	49 (36)	20 (18)	486 (466)	92 (78)	650.0 (595.0)	65.5 (52.0)	95 (76)	51 (36)	120.5 (94.0)	29.0 (18.0)
農、林、漁業	1.0 (1.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	31.5 (36.0)	6 (9)	0 (0)	15 (15)	1 (0)	27.5 (33.0)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
製造業	863.5 (909.5)	151 (166)	8 (14)	263 (267)	13 (7)	579.5 (616.5)		17 (20)	1 (9)	198 (187)	3 (17)	234.5 (244.5)		47 (44)	5 (9)	49.5 (48.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	22.5 (18.0)	6 (3)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	22.0 (16.0)		0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0.5 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
運輸業、郵便業	98.5 (92.5)	19 (16)	2 (2)	42 (37)	6 (8)	85.0 (75.0)		0 (1)	0 (0)	10 (12)	1 (1)	10.5 (14.5)		3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	
卸売業、小売業	414.5 (357.5)	39 (38)	12 (13)	104 (90)	29 (27)	208.5 (192.5)		18 (9)	4 (4)	132 (119)	32 (33)	188.0 (157.5)		15 (6)	6 (3)	18.0 (7.5)	
金融業、保険業	88.0 (81.0)	22 (23)	11 (5)	24 (25)	8 (4)	83.0 (78.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	2.5 (2.0)		1 (1)	3 (0)	2.5 (1.0)	
不動産業、物品賃貸業	1.0 (1.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	
学術研究、専門・技術サービス業	21.0 (13.0)	5 (3)	0 (0)	10 (6)	0 (0)	20.0 (12.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	53.0 (43.5)	8 (8)	5 (3)	12 (13)	4 (4)	35.0 (34.0)		0 (0)	0 (0)	8 (7)	8 (1)	12.0 (7.5)		5 (2)	2 (0)	6.0 (2.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	28.5 (26.0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	7.0 (6.0)		1 (1)	4 (0)	13 (16)	0 (1)	19.0 (18.5)		2 (1)	1 (1)	2.5 (1.5)	
教育・学習支援業	12.0 (9.0)	3 (1)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	11.0 (8.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療、福祉	470.5 (390.5)	70 (58)	17 (15)	113 (102)	18 (12)	279.0 (239.0)		11 (4)	11 (4)	103 (104)	45 (24)	158.5 (128.0)		17 (13)	32 (21)	33.0 (23.5)	
複合サービス事業	58.0 (56.0)	12 (12)	1 (0)	26 (24)	1 (3)	51.5 (49.5)		1 (0)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)		2 (2)	1 (1)	2.5 (2.5)	
サービス業	106.0 (106.5)	20 (22)	2 (2)	40 (39)	14 (13)	89.0 (91.5)		1 (1)	0 (1)	12 (7)	1 (1)	14.5 (10.5)		2 (4)	1 (1)	2.5 (4.5)	

注 1 (1)②の表と同じ
-は1人の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害者 である短時間労働 者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者であ る短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
製造業計	企業 293 (258)	人 50,888.0 (50,819.5)	人 168 (186)	人 9 (23)	人 508 (498)	人 21 (33)	人 863.5 (909.5)	人 53.0 (45.0)	% 1.70 (1.79)	企業 150 (142)	% 51.2 (55.0)
食料品・たばこ	15 (16)	2,485.0 (3,157.5)	5 (15)	1 (16)	38 (58)	2 (24)	50.0 (116.0)	5.0 (6.5)	2.01 (3.67)	11 (11)	73.3 (68.8)
繊維工業	19 (15)	1,995.0 (1,812.0)	6 (5)	0 (1)	22 (19)	2 (1)	35.0 (30.5)	2.5 (0.0)	1.75 (1.68)	11 (9)	57.9 (60.0)
木材・家具	4 (2)	313.5 (196.0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0.0 (0.0)	0.96 (1.02)	2 (1)	50.0 (50.0)
パルプ・紙・印刷	14 (11)	2,082.5 (1,652.0)	4 (3)	0 (0)	21 (12)	1 (1)	29.5 (18.5)	5.5 (3.0)	1.42 (1.12)	8 (5)	57.1 (45.5)
化学工業	40 (38)	5,250.0 (5,367.5)	10 (15)	0 (0)	53 (49)	3 (2)	74.5 (80.0)	3.0 (9.0)	1.42 (1.49)	21 (22)	52.5 (57.9)
窯業・土石	15 (17)	5,290.5 (5,847.0)	26 (25)	1 (0)	88 (94)	0 (0)	141.0 (144.0)	4.0 (2.0)	2.67 (2.46)	6 (6)	40.0 (35.3)
鉄鋼	6 (6)	830.5 (842.5)	4 (4)	2 (1)	5 (6)	1 (0)	15.5 (15.0)	0.0 (1.0)	1.87 (1.78)	4 (6)	66.7 (100.0)
非鉄金属	4 (2)	1,489.5 (1,418.5)	3 (3)	0 (0)	13 (10)	0 (0)	19.0 (16.0)	4.0 (1.0)	1.28 (1.13)	1 (0)	25.0 (0.0)
金属製品	22 (18)	2,105.5 (2,005.0)	6 (5)	0 (0)	33 (17)	1 (0)	45.5 (27.0)	0.0 (0.0)	2.16 (1.35)	10 (8)	45.5 (44.4)
電気機械	34 (31)	4,962.5 (5,037.0)	21 (19)	2 (2)	46 (49)	5 (2)	92.5 (90.0)	7.0 (4.0)	1.86 (1.79)	23 (21)	67.6 (67.7)
その他機械	68 (57)	14,287.0 (13,705.0)	49 (49)	2 (2)	114 (107)	4 (3)	216.0 (208.5)	16.0 (13.5)	1.51 (1.52)	31 (31)	45.6 (54.4)
その他	52 (45)	9,796.5 (9,779.5)	34 (43)	1 (1)	72 (75)	2 (0)	142.0 (162.0)	6.0 (5.0)	1.45 (1.66)	22 (22)	42.3 (48.9)

注 1 (3)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	863.5 (909.5)	151 (166)	8 (14)	263 (267)	13 (7)	579.5 (616.5)	17 (20)	1 (9)	198 (187)	3 (17)	234.5 (244.5)	47 (44)	5 (9)	49.5 (48.5)
食料品・たばこ	50.0 (116.0)	2 (6)	1 (7)	5 (5)	0 (2)	10.0 (25.0)	3 (9)	0 (9)	32 (47)	0 (14)	38.0 (81.0)	1 (6)	2 (8)	2.0 (10.0)
繊維工業	35.0 (30.5)	5 (5)	0 (1)	13 (11)	0 (0)	23.0 (22.0)	1 (0)	0 (0)	4 (5)	2 (1)	7.0 (5.5)	5 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)
木材・家具	3.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	29.5 (18.5)	4 (3)	0 (0)	13 (8)	0 (0)	21.0 (14.0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	0 (1)	6.0 (3.5)	2 (1)	1 (0)	2.5 (1.0)
化学工業	74.5 (80.0)	9 (14)	0 (0)	37 (38)	3 (2)	56.5 (67.0)	1 (1)	0 (0)	9 (7)	0 (0)	11.0 (9.0)	7 (4)	0 (0)	7.0 (4.0)
窯業・土石	141.0 (144.0)	26 (24)	1 (0)	46 (53)	0 (0)	99.0 (101.0)	0 (1)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	35.0 (37.0)	7 (6)	0 (0)	7.0 (6.0)
鉄鋼	15.5 (15.0)	4 (4)	1 (1)	5 (5)	1 (0)	14.5 (14.0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	19.0 (16.0)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	8.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	10 (7)	0 (0)	10.0 (7.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)
金属製品	45.5 (27.0)	4 (3)	0 (0)	14 (12)	1 (0)	22.5 (18.0)	2 (2)	0 (0)	18 (5)	0 (0)	22.0 (9.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)
電気機械	92.5 (90.0)	20 (18)	2 (2)	24 (26)	4 (2)	68.0 (65.0)	1 (1)	0 (0)	19 (21)	1 (0)	21.5 (23.0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)
その他機械	216.0 (208.5)	44 (47)	2 (2)	67 (64)	2 (1)	158.0 (160.5)	5 (2)	0 (0)	34 (27)	0 (1)	44.0 (31.5)	13 (16)	2 (1)	14.0 (16.5)
その他	142.0 (162.0)	30 (39)	1 (1)	35 (41)	2 (0)	97.0 (120.0)	4 (4)	0 (0)	30 (29)	0 (0)	38.0 (37.0)	7 (5)	0 (0)	7.0 (5.0)

注 1 (3)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数					③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上8人以下	
規模計	354 (100.0%)	233 (65.8%)	73 (20.6%)	29 (8.2%)	10 (2.8%)	9 (2.5%)	214 (60.5%)
50-56人未満	36 (100.0%)	36 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	33 (91.7%)
56-100人未満	131 (100.0%)	131 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	123 (93.9%)
100-300人未満	144 (100.0%)	57 (39.6%)	67 (46.5%)	19 (13.2%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	57 (39.6%)
300-500人未満	30 (100.0%)	6 (20.0%)	4 (13.3%)	8 (26.7%)	7 (23.3%)	5 (16.7%)	1 (3.3%)
500-1000人未満	9 (100.0%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における状況

①概況

区 分		①法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 ②÷①×100 (%)
滋賀県庁 (法定雇用率2.3%)		3,566.0	82.5	2.31
		(3,519.0)	(82.0)	(2.33)
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.2%)		8,113.0	143.5	1.77
		(8,125.0)	(144.5)	(1.78)
市町の機関 (法定雇用率2.3%)		13,867.0	305.0	2.20
		(13,646.0)	(306.0)	(2.24)
全 国	都道府県の機関	322,458.5	8,136.0	2.52
		(323,879.0)	(7,882.0)	(2.43)
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.2%)	576,612.5	11,634.5	2.02
		(578,163.5)	(10,895.5)	(1.88)
	市町村の 機 関	1,054,638.0	24,632.5	2.34
		(1,052,790.5)	(23,730.5)	(2.25)

注 下段()は平成24年6月1日現在の数値である。
滋賀県には、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む。

②市町等の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	13,867.0	305.0	2.20	22.5	
大津市	2,028.0	46.0	2.27	0.0	(注4-①)
高島市	458.0	12.0	2.62	0.0	
長浜市	1,704.5	30.0	1.76	9.0	(注4-②)
米原市	367.0	11.0	3.00	0.0	(注4-③)
彦根市	1,011.5	26.0	2.57	0.0	(注4-④)
近江八幡市	963.0	25.0	2.60	0.0	(注4-⑤)
東近江市	1,035.0	23.0	2.22	0.0	(注4-⑥)
甲賀市	816.0	18.0	2.21	0.0	(注4-⑦)
湖南市	550.5	13.0	2.36	0.0	(注4-⑧)
草津市	777.0	17.0	2.19	0.0	(注4-⑨)
守山市	858.0	20.0	2.33	0.0	(注4-⑩)
野洲市	381.5	10.0	2.62	0.0	
栗東市	406.0	13.0	3.20	0.0	(注4-⑪)
多賀町	82.0	2.0	2.44	0.0	
甲良町	116.0	3.0	2.59	0.0	
豊郷町	87.0	1.0	1.15	1.0	(注5)
愛荘町	227.0	5.5	2.42	0.0	(注4-⑫)
日野町	206.0	5.0	2.43	0.0	(注4-⑬)
竜王町	128.0	2.0	1.56	0.0	
高島市教育委員会	81.0	1.0	1.23	0.0	
野洲市教育委員会	168.5	2.5	1.48	0.5	
竜王町教育委員会	60.5	2.0	3.31	0.0	
高島市民病院	171.0	1.0	0.58	2.0	
長浜市病院事業	709.0	10.0	1.41	6.0	
東近江市立能登川病院	68.0	1.0	1.47	0.0	
公立甲賀病院組合	407.0	5.0	1.23	4.0	
公立大学法人滋賀県立大学	189.0	5.0	2.65	0.0	
滋賀県警察本部	315.0	7.5	2.38	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントし、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①大津市は、大津市教育委員会及び大津市企業庁を含む。

②長浜市は、長浜市教育委員会を含む。

③米原市は、米原市教育委員会を含む。

④彦根市は、彦根市教育委員会を含む。

⑤近江八幡市は、近江八幡市教育委員会及び近江八幡市立総合医療センターを含む。

⑥東近江市は、東近江市教育委員会を含む。

⑦甲賀市は、甲賀市教育委員会を含む。

⑧湖南市は、湖南市教育委員会を含む。

⑨草津市は、草津市教育委員会を含む。

⑩守山市は、守山市教育委員会及び守山市民病院を含む。

⑪栗東市は、栗東市教育委員会を含む。

⑫愛荘町は、愛荘町教育委員会を含む。

⑬日野町は、日野町教育委員会を含む。

5 豊郷町においては、6月7日現在において、障害者数2人、実雇用率2.3%、不足数0.0人となっている。

3 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.76	0.07	42.7	△4.1	36,413	85,314
北海道	1.85	0.07	45.6	△4.5	1,425	3,124
青森	1.78	0.08	46.3	△1.2	385	831
岩手	1.87	0.08	49.6	△2.6	447	902
宮城	1.71	0.08	43.0	△3.4	576	1,339
秋田	1.67	0.11	51.1	△0.2	339	664
山形	1.79	0.15	50.3	△2.1	421	837
福島	1.69	0.05	46.6	△1.8	565	1,213
茨城	1.66	0.07	47.4	△4.0	641	1,351
栃木	1.68	0.09	46.2	△3.3	485	1,049
群馬	1.73	0.14	48.1	0.3	609	1,267
埼玉	1.71	0.09	39.9	△4.0	1,077	2,702
千葉	1.71	0.08	44.3	△4.6	898	2,026
東京	1.72	0.06	28.4	△5.3	5,008	17,626
神奈川	1.68	0.05	40.0	△5.1	1,631	4,077
新潟	1.65	0.06	44.7	△2.9	734	1,643
富山	1.80	0.09	54.3	△3.0	509	937
石川	1.69	0.12	48.4	△4.2	441	912
福井	2.27	0.00	51.3	△4.3	326	636
山梨	1.70	0.01	46.3	△6.4	238	514
長野	1.88	0.05	53.5	△7.4	787	1,472
岐阜	1.74	0.04	49.0	△3.9	648	1,322
静岡	1.72	0.07	46.0	△2.9	1,187	2,580
愛知	1.68	0.07	40.6	△3.2	2,171	5,350
三重	1.60	0.03	46.4	△3.8	459	989
滋賀	1.81	0.03	51.8	△2.9	381	735
京都	1.93	0.13	46.9	△2.8	745	1,588
大阪	1.76	0.07	40.7	△4.2	2,822	6,942
兵庫	1.84	0.05	47.4	△6.6	1,426	3,011
奈良	2.22	0.07	55.8	△3.5	277	496
和歌山	2.03	0.14	57.2	△3.4	309	540
鳥取	1.77	△0.03	53.6	△3.0	211	394
島根	1.89	0.01	57.2	△5.1	297	519
岡山	1.93	0.11	47.9	△1.9	623	1,301
広島	1.84	0.06	44.2	△4.3	887	2,007
山口	2.33	0.05	49.6	△6.8	426	859
徳島	1.78	0.10	53.3	△4.5	215	403
香川	1.86	0.11	59.2	△0.8	449	759
愛媛	1.73	0.02	43.9	△6.9	390	889
高知	1.94	△0.04	54.4	△2.0	264	485
福岡	1.76	0.07	45.6	△4.3	1,459	3,202
佐賀	2.17	0.04	63.6	△5.8	335	527
長崎	2.10	0.02	53.9	△3.1	491	911
熊本	2.08	0.11	51.5	△2.9	573	1,112
大分	2.15	0.05	55.0	△3.7	388	705
宮崎	2.04	0.08	59.3	△5.9	415	700
鹿児島	2.02	0.10	56.2	△3.5	591	1,051
沖縄	2.12	0.17	53.0	△4.7	432	815